

変成器付電気計器検査の手数料

2024年4月1日現在

(1) 変成器の手数料

単位 (円)

| 区 分        |             | 相線式 | 単相2線式   | その他     |
|------------|-------------|-----|---------|---------|
|            |             | 変流器 | 150A 以下 |         |
| 500A 以下    |             |     | 3,500   | 5,100   |
| 2,000A 以下  |             |     | 4,350   | 7,300   |
| 10,000A 以下 |             |     | 8,700   | 13,000  |
| 10,000A 超過 |             |     | 28,300  | 42,600  |
| 変圧器        | 1,000V 以下   |     | 1,250   | 1,550   |
|            | 7,000V 以下   |     | 3,300   | 4,600   |
|            | 35,000V 以下  |     | 9,300   | 14,100  |
|            | 80,000V 以下  |     | 21,600  | 32,400  |
|            | 200,000V 以下 |     | 87,900  | 131,800 |
|            | 300,000V 以下 |     | 129,600 | 194,500 |
|            | 300,000V 超過 |     | 155,500 | 233,400 |

備考

- 1 変圧変流器は本表の変流器と変圧器の和とする。
- 2 多重定格のときは、最大定格は本表で、その他の定格は本表の1/2を加算する。
- 3 多重負担のときは、1負担を本表で、その他の負担は本表の1/2を加算する。
- 4 複数周波数のときは、1周波数を本表で、その他の周波数は本表の1/2を加算する。
- 5 変成器の区分は、定格一次電圧（線間）及び定格一次電流によるものとする。ただし、三相4線式のときは、変圧器の区分の電圧は、相電圧の定格値によるものとする。

(2) 特別検定の手数料

|      |   |
|------|---|
| 特別検定 | <p>電気計器の個数に420円を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、複合計器にあっては、計器の種類ごとに420円と同種<sup>注</sup>の電気計器の2個目以降は、1個増えるごとに10円を加算した額とする。</p> |
|------|---|

※ 普通、精密、特別精密計器は、同種（同じ種類の計器）とみなす。